

議案第23号

大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例案

大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「D-2地区」を「D-2地区及びF地区」に改め、同項ただし書中「公益上必要な建築物」を「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの」に改める。

別表中

「

A地区	(1) 法別表第2（に）項第5号及び第6号に掲げるもの	10分の7
D-2地区	(2) 法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げるもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第6号まで及び第6項に規定する営業の用に供する建築物	10分の6（法第53条第3項第2号に掲げる建築物にあつては10分の7）

」

を

「

A地区	(1) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げるもの	10分の7
F地区		
D-2地区	(2) 法別表第2(と)項第3号に掲げるもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第6号まで及び第6項に規定する営業の用に供する建築物	10分の6(法第53条第3項第2号に掲げる建築物にあつては10分の7)

」

に、

「

- | |
|---|
| (1) A地区の項に掲げるもの
(2) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの |
|---|

」

を

「

- | |
|---|
| (1) A地区の項に掲げるもの
(2) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの
(3) 法別表第2(と)項第4号に掲げるもの |
|---|

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成25年 2月 15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

舞洲地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の敷地面積の最低限度）

第6条 建築物の敷地面積は、別表（あ）欄に掲げるA地区内にあつては1,000平方メートル以上、同表（あ）欄に掲げるD-2地区及び**F地区**内にあつては2,000平方メートル以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
もの

2 省 略

別表（第4条、第5条関係）

(あ)	(い)	(う)
地区の名称	建 築 物 の 用 途 の 制 限	建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
A 地 区	(1) 省 略	省 略
F 地 区	(2) 法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げるもの	
D-2地区	(3) 省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
C 地 区	(1)-(2) 省 略	省 略
D-1地区	(3) 法別表第2（と）項第4号に掲げるもの	省 略
E 地 区		